

## 満洲事変期における陸軍省経費の分析

平井 廣一

### 目次

はじめに

I 満洲事変期の陸軍省費

II 軍事費

III 国防充備費

IV 航空部隊其他改編費と兵備改善費

まとめ

### 【要旨】

満洲事変の勃発によって、陸軍省の経費は、軍事費、国防充備費、航空部隊其他改編費、兵備改善費の5大経費を中心に大きく膨張した。軍事費では、兵器及馬匹費の武器費と弾薬費、そして航空器材費が、国防充備費では同じく武器弾薬と器材費が圧倒的であった。そしてこれらの器材費では、航空器材、すなわち戦闘機、偵察機、爆撃機等の航空機と飛行器材の経費が多額を占めた。航空部隊其他改編費も飛行士養成のための練習機が調達され、当該期の軍拡財政は航空機の調達に多額の経費を充当したことになる。

### はじめに

本稿は、満洲事変<sup>(1)</sup>に伴う軍拡財政の特質の一端を、陸軍省費、とりわけ軍事費と国防充備費の内訳を検討することによって明らかにしようとするものである。満洲事変の勃発によって、陸軍省は巨額の満洲事件費を計上したが、その他にも経常費としての軍事費はもちろん、国防充備費や航空部隊其他改編費、兵備改善費をも膨張させた。このうち満洲事件費については一連の拙稿でその内容を検討したので、本稿では、それ以外の軍事費と国防充備費の内訳を検討することによって当該期の陸軍省経費の特徴を明らかにしたい。

### I 満洲事変期の陸軍省費

表1は、1931年度から36年度までの陸軍省

経費の各款を、大蔵省が編纂した『経費決算報告書』によって整理したものである。表の上段には陸軍本省費の他に、軍事費、国防充備費、満洲事件費、航空部隊其他改編費、兵備改善費の5大経費を配置し、その下に各年度の経費が多額で、継続して予算の計上があるものを並べ、次に年度ごとに予算が計上されているものを目的別に整理した。

5大経費のうち、当該期で最大の経費は軍事費で、31～36年度の総額は10億円を超えている。以下、満洲事件費 8億1200万円、国防充備費 4億5400万円と続く。航空部隊其他改編費と兵備改善費は33年度からの計上で、満洲事変の勃発後に陸軍が航空部隊と関連兵器の整備に努めたことをうかがわせる。

次に、当該期に継続して計上された経費は、同じく表1の営繕費から軍馬伝染性貧血防遏費までの経費であり、その中でも震災復旧費

表 1 満洲事変期の陸軍省費 (予算額)

(1,000円)

	1931	1932	1933	1934	1935	1936
陸軍本省	682	682	613	613	612	612
軍事費	170,763	171,081	170,755	167,449	178,177	189,403
国防充備費	5,828	27,349	101,195	125,647	116,196	80,689
満洲事件費	6,567	183,132	145,990	133,834	162,359	183,273
航空部隊其他改編費			2,443	1,608	16,176	23,570
兵備改善費			6,423	2,770	5,084	18,069
営繕費	1,068	1,109	1,082	1,018	1,001	1,301
支那駐屯部隊費	1,170	1,170	1,139	433	575	575
震災復旧費	2,869	2,222	8,909	4,541	1,876	1,879
測量費	350	277	641	333	311	325
研究費	114	114	80	80	322	322
地図製造費	305	317	312	356	342	392
軍用自動車奨励費	761	761	795	697	746	746
演習場射撃場及び架橋場其他整備費	179	477	570	1,399	1,742	1,479
土地建造物整理・利用費	1,130	1,364	1,587	518	1,190	2,351
軍馬伝染性貧血防遏費	40	40	40	40	36	36
各種営繕及び初度調弁費	437	469	43	15		2
軍備改編費	419	867	108			
戦用品復旧費	82	195				
防空施設費	923	819	1,029	1,254		
演習用防毒器材整備費	50	50				
隔地部隊連絡用無線通信費	50	50				
帝国在郷軍人会補助費	212	212	250	250	250	300
靖国神社寄付金	12	12	12	12	12	12
靖国神社臨時大祭寄付金			75	75	45	45
一時賜金	113	113	124	196	193	250
兵役義務者表彰費	38	38	14			
傷痍軍人扶助費		2,555	1,758			
満洲事件費行賞諸費			108	2,645	2,058	2,058
在勤俸其他臨時増給			362	527	574	584
陸軍造兵廠設備費		3,280				
飛行場整備費		220				
三陸地方災害善後費			50			
教育資材其他整備費				2,250		
赤十字国際会議補助費				50		
在外武官用備品初度調弁費				3	3	3
傷病年金資格調査費				54		
毒虫駆除費						30
諸支出金		817	738	964	1,001	1,001
死亡賜金		153	189	298	399	396
特別賜金		48	47	34	42	42
災害費	197	646	482	4,055	2,064	2,064
陸軍省総計	195,186	400,449	448,123	453,695	492,958	511,383

出所：『陸軍省所管 経費決算報告書』各年度版

が抜きこんでいる。

年間約70万円を計上する軍用自動車補助費は、1918年3月公布の「軍用自動車補助法」による補助金で、軍用自動車の製造者に1両当たり2000円以内、補助を受けて製造された自動車を所有して使用するものには1両当たり500円の補助金を交付した。さらに製造補助金をうけた自動車の所有者が新規に自動車を購入

して使用する場合も1両当たり1000円以内の補助金を交付することになっていた<sup>(2)</sup>。補助金を受けた企業と金額は不明であるが、軍用トラックを製造していた石川島ヤスミダが交付を受けていたことは疑いない。各年度に新規に補助の対象となる車両数は、1927年度100両<sup>(3)</sup>、29年度200両<sup>(4)</sup>、31年度240両<sup>(5)</sup>、34年度130両<sup>(6)</sup>、36年度175両<sup>(7)</sup>、37年度も同じく

175両<sup>(8)</sup>であり、満洲事変以前にかなりの車輛が補助金を受けていたことがわかる。

一時賜金、傷痍軍人扶助費、及び諸支出金中の特別賜金や死亡賜金は軍人に対する救護費である。このうち特別賜金は、「陸軍戦時給与規則」の適用を受けている陸軍軍人・軍属・嘱託者・職工で、満洲事変に関連する勤務で死亡した者に対して支払われ、「死没者特別賜金賜与規則」によって、(甲)戦死または戦傷を受けて3年以内の死没、(乙)戦傷以外の傷痍による3年以内の死没、または疾病による2年以内の死没の2種類の死没を基準に下賜された。またその金額は、階級によって親任官から陸軍一・二等兵及び海軍三・四等兵まで15等級に区分され、最上級の親任官は甲(戦死または戦傷による3年以内の死没者)8500円・乙(戦傷以外の傷痍による3年以内の死没者、疾病による2年以内の死没者)5600円、最下級の陸軍一・二等兵等は甲1300円・乙900円であった<sup>(9)</sup>。

靖国神社への寄付金も間接的な軍人救恤費である。そのうち臨時大祭への寄付金は、33年度から独立した支出科目となっているが、それまでは満洲事件費の一部として年額4万5000円が支払われていた<sup>(10)</sup>。

軍人の救護費を含むこれらの臨時的経費は、合算しても先に見た5大経費には遠く及ばないが、支給を受けた軍人の遺族等にとっ

てどのような意義をもっていたかは別途検討される必要がある。

## II 軍事費

表1で、5大経費のうち最大費目であった軍事費の内訳を示したのが表2である。俸給から機密費まで12項目のうち、俸給が最大で全期間を通じて30%を占め、衣糧費と兵器及馬匹費がこれに続く。

このうち衣糧費の内訳が表3である。主食の米麦費<sup>(11)</sup>と賄料(副食費)の購入費が主たる経費であり、馬糧や軍服の製造と補修にも多額の経費が充当されている。また表4は兵器及馬匹費の内訳である。武器、弾薬、器材、輜重兵器費が中心で、中でも器材費が他を圧倒している。また武器費と弾薬費を比較すると、弾薬費の方が多い。

『決算書』によって内訳が判明するのはこのレベルまでなので、別の資料によって表4の兵器及馬匹費のうち、31年度～36年度を通して年間1300万円～2000万円を計上して最大の費目となっている「器材費」<sup>(12)</sup>の内訳を明らかにしてみよう。

表5は、陸軍省兵器局器材課が航空本部長に宛てた「航空器材調弁ノ件」という「達」によって出された日付と調弁(調達)目途額、調弁内容をまとめたものである。きわめて断

表2 軍事費の内訳

(1000円 %)

	1931		1932		1933		1934		1935		1936	
俸給	61,015	(35.7)	61,015	(35.7)	55,003	(32.2)	54,069	(32.3)	55,834	(31.3)	57,434	(30.3)
庁費及び修繕費	6,625	(3.9)	6,625	(3.9)	6,406	(3.8)	6,351	(3.8)	6,655	(3.7)	6,972	(3.7)
雑給及び雑費	14,922	(8.7)	14,922	(8.7)	16,245	(9.5)	15,643	(9.3)	16,897	(9.5)	17,161	(9.1)
衣糧費	37,498	(22.0)	37,498	(21.9)	32,609	(19.1)	32,306	(19.3)	34,568	(19.4)	35,669	(18.8)
兵器及び馬匹費	37,643	(22.0)	37,643	(22.0)	45,805	(26.8)	46,093	(27.5)	49,171	(27.6)	54,619	(28.8)
演習費	7,890	(4.6)	7,890	(4.6)	9,596	(5.6)	9,395	(5.6)	11,350	(6.4)	13,786	(7.3)
患者費	948	(0.6)	948	(0.6)	896	(0.5)	964	(0.6)	974	(0.5)	1,035	(0.5)
短期現役兵及び自費生諸費	2,231	(1.3)	2,232	(1.3)	1,736	(1.0)	534	(0.3)	536	(0.3)	536	(0.3)
収容費	61	(0.0)	61	(0.0)	60	(0.0)	57	(0.0)	57	(0.0)	57	(0.0)
輸送費	1,635	(1.0)	1,936	(1.1)	2,003	(1.2)	1,742	(1.0)	1,837	(1.0)	1,837	(1.0)
供奉費	35	(0.0)	52	(0.0)	53	(0.0)	42	(0.0)	42	(0.0)	42	(0.0)
機密費	254	(0.1)	254	(0.1)	250	(0.1)	250	(0.1)	250	(0.1)	250	(0.1)
計	170,763	(100.0)	171,018	(100.0)	170,755	(100.0)	167,449	(100.0)	178,177	(100.0)	189,403	(100.0)

出所：表1に同じ。

表3 衣糧費内訳

(1,000円)

	1931	1932	1933	1934	1935	1936
精米及び精麦	8,205	8,205	6,941	6,987	8,500	8,792
脂料及び糲秣製造購買費	12,909	12,909	11,292	11,636	12,103	12,341
糲秣手入費	4	4	4	4	4	6
馬糧	8,492	8,491	6,779	6,636	6,498	6,630
被服製造購買費	6,327	6,327	6,060	5,550	5,939	6,290
被服補修費	1,175	1,175	1,138	1,130	1,168	1,241
被服料	31	31	31	31	37	39
運搬費	352	351	360	328	315	326
計	37,498	37,498	32,609	32,306	34,568	35,669

出所：表1と同じ。

表4 兵器及び馬匹費内訳

(1,000円)

	1931	1932	1933	1934	1935	1936
武器費	5,189	5,189	6,110	5,999	6,547	6,991
弾薬費	5,230	5,230	7,801	7,388	7,846	8,437
器材費	13,418	13,418	15,879	16,520	17,619	20,062
輜重兵器費	1,759	1,759	2,466	2,493	2,533	3,222
兵器補修費	6,778	6,778	8,003	8,196	8,762	9,781
兵器研究費	1,473	1,473	1,481	1,455	1,475	1,494
馬匹買上費	1,195	1,195	1,195	1,171	1,346	1,349
馬匹育成費	1,168	1,168	1,333	1,333	1,349	1,355
装蹄刷毛諸費	381	381	330	324	329	339
馬匹検査諸費	35	35	35	35	35	53
馬療機械及び薬品費	77	77	73	73	75	81
軍用鳩諸費	50	50	51	51	50	50
軍用犬諸費			2	5	6	6
運搬費	885	885	1,039	1,044	1,192	1,391
計	37,643	37,643	45,805	46,093	49,171	54,619

出所：表1と同じ。

片的なデータであるが、その調弁金額はほとんどの時期で100万円を超え、1935年4月17日付の調弁金額は900万円近くにも達している。

また達が出された日付によって調弁額を会計年度(4月～翌3月)ごとに区切ると、1933年度274万円、34年度1095万円、35年度1292万円、36年度319万円となる。そしてこの調弁金額が表4の器材費額に占める比率は、33年度17.3%、34年度66.3%、35年度65.8%、36年度15.9%である。したがって、34年度と35年度に見られるように、表4の器材費の大部分を占めるのは航空器材、つまり航空機とその関連器材であることが判明する。航空機が武器や弾薬と比較していかに経費がかかる兵器であるかが一目瞭然である。

次にこれらの航空器材の内訳をみよう。33年度は9月に新型の軽爆撃機が単発動機型2機と双発動機型5機、重爆撃機2機、発動機(エ

ンジン)とプロペラがセットになり、同年12月には92式偵察機(92式とは、1932年制式化の意味)5機がBMW450馬力発動機25機とともに調弁されている。機体とエンジンの単価が不明なので何とも言えないが、仮にこれらが同価格だとすると、それぞれ2万円程度となる。

34年度は、航空機とともに飛行器材や飛行場器材、修理器材、写真機材、通信器材、電機器材、気球等の関連機材が調弁されている。航空機は、92式偵察機5機、94式偵察機39機、91式戦闘機20機、93式単軽爆撃機42機と同双爆撃機7機、93式重爆撃機15機であり、各機種のエンジンやプロペラとともに調弁されている。

航空機生産の拡充は、単に機体やエンジンのみではなく、各種の付属器材を必要とする。表5では、旋回銃架、照準具、落下傘(戦闘

満州事変期における陸軍省経費の分析

表5 軍事費兵器及馬匹費中器材費による航空器材の調弁

命令期日	金額	品目	員数						
1933. 9. 7	2,135,000 (円)	新軽爆撃機機体 (双発動機) 同発動機 同プロペラ 新軽爆撃機機体 (単発動機型) 同発動機 同プロペラ 新重爆撃機機体 同発動機 同プロペラ 新軽爆撃機 (双発型) 機体付属品 吸入圧力計 新軽爆撃機・重爆撃機機体部品 昇降計 同 人工水準器 工場用発動機工具	5 15 16 2 8 7 2 14 20 32 8 8 9	93式700馬力発動機			6		
1933.12. 8	605,000	92式偵察機機体 BMW450馬力発動機	5 25	1935. 4.17	8,987,000	94式偵察機機体 94式550馬力発動機 94式偵察機用プロペラ 92式400馬力発動機 92式偵察機用プロペラ 92式 (2型) 戦闘機用プロペラ 94式450馬力発動機 91式 (2型) 戦闘機用プロペラ 93式双爆撃機機体 93式双爆撃機用プロペラ 93式重爆用飛行機機体 93式700馬力発動機 93式重爆撃機用プロペラ	26 28 40 5 10 20 40 40 12 40 11 29 35		
1934. 4.12	5,654,272	92式偵察機機体 91式戦闘機機体 同プロペラ 93式双軽爆撃機機体 「ジュ」式450馬力発動機 93式双軽爆撃機用プロペラ 93式単軽爆撃機機体 BMW700馬力発動機 93式単軽爆撃機用プロペラ 93式重爆用飛行機機体 93式700馬力発動機 93式重爆用飛行機用プロペラ (飛行器材 装備用品 甲) 旋回銃架10 固定機関銃用照準具30 操縦者用落下傘10 同乗者用落下傘10 酸素吸入器30 3号機上電気器具4 天測器具2 爆撃機照準具5 爆弾投下機 搭載器具 (同 装備用品 乙) 小航空写真機5 固定式射撃鑑査写真機2 飛行機用3号無線機2 (飛行場器材) 繫留器具各種1 直線飛行鑑査鏡13 標定羅針7 (修理器材) 偵察機用特種器具6 点火検定機20 発動機用特種測器5 野外用発動機工具 自在螺輪 各種旋盤 空気圧縮機 写真機材 通信器材 電機器材 偵察気球	5 20 25 2 4 6 27 36 35 7 22 20	輸送機 飛行器材 飛行場器材 修理器材 写真機材 通信器材 電機器材 雑器材 機体部品 気球	1	1935. 9.17	822,000	95式1型練習機機体 95式350馬力発動機 95式1型練習機用プロペラ	20 20 20
1935.12.10	1,235,000	95式戦闘機機体 95式800馬力発動機 95式戦闘機機用プロペラ 95式2型練習機機体 ジュ式450馬力発動機 95式2型練習機用プロペラ 95式3型練習機機体 95式150馬力発動機 95式3型練習機用プロペラ	5 5 5 6 7 7 16 20 20	1935.12.24	348,000	88式偵察機用プロペラ 92式偵察機用プロペラ 93式単軽爆撃機用プロペラ 93式双軽爆撃機用プロペラ 機体部品 (高度計10 速度計10 旋回指示器10 傾斜計10 羅針盤1号10 同2号7 回転計10等) 飛行器材 飛行場器材 修理器材 95式気球	20 20 30 30		
1936. 1.21	1,531,400	95式戦闘機機体 95式800馬力発動機 クレルゼ重油発動機 特殊水冷800馬力発動機 試製大型可変ピッチプロペラ	22 20 1 2 1	1936. 6.20	3,199,200	95式1型練習機機体 95式350馬力発動機 95式1型練習機用プロペラ 95式3型練習機機体 95式150馬力発動機 95式3型練習機用プロペラ 機体部品 (高度計281 速度計281 旋回指示器105 人工水準器10 昇降計12 羅針盤105 回転計280 遠方回転計10 飛行時計95 傾斜計95 水温計10 滑油温度計281 滑油圧計281 燃料油圧計281 吸入圧力計105 油量計10 始動発動機271) 飛行機装備品甲 (操縦者用落下傘200 酸素吸入器5 2号機上電機器具35 3号機上電機器具6 爆撃照準眼鏡8 爆撃照準器6 爆弾投下機8 搭載器具15) 飛行機装備品乙 (5号無線機17) 飛行場器材 修理器材 (各種工具・旋盤等) 航空電機器材	30 42 46 30 48 50		
1934.10.18	4,321,366	94式偵察機機体 94式550馬力発動機 94式偵察機プロペラ 94式450馬力発動機 91式 (2型) 戦闘機用プロペラ 92式戦闘機用プロペラ 93式単軽爆撃機機体 BMW700馬力発動機 93式単軽爆撃機用プロペラ 93式双軽爆撃機機体 93式双軽爆撃機用プロペラ 93式重爆用飛行機機体 93式700馬力発動機 93式重爆撃機用プロペラ 88式偵察機用プロペラ 92式偵察機用プロペラ	35 40 46 4 28 50 15 15 20 5 15 6 12 14 30 10	1936. 1.21	1,531,400	95式戦闘機機体 95式800馬力発動機 クレルゼ重油発動機 特殊水冷800馬力発動機 試製大型可変ピッチプロペラ	22 20 1 2 1		
1934.12.17	976,000	94式偵察機機体 94式550馬力発動機 93式双軽爆撃機機体 93式重爆撃機機体	4 5 3 2	出所:「航空器材調弁の件」(C01002014200, C01002013400, C01002016900, C01002083600, C01002024700, C01002090500, C01002086100, C04012092700, C01002154100, C01002154700, C01002162000)					

機用), 爆弾投下機 (爆撃機用), の他に, 酸素吸入器, 写真機が搭載されていることがわかる。また飛行場の整備のための飛行場器材

や修理器材も同時に必要となる。これらの器材に対しては, 34年度は4月に565万円, 10月に432万円の調弁価格が発生しており, 10月

は飛行機とエンジンとプロペラの調弁しかないことを考慮に入れると、これらの各種機材は100万円程度と推測できる。

35年度になると、94式偵察機26機、95式戦闘機27機、93式双軽爆撃機12機、93式重爆撃機11機、練習機36機等の航空機と機体付属品がみられる。36年度は練習機と各種機材の調弁が行われている。

満洲事変期に調弁されたこれらの航空機のうち、92式偵察機、93式重爆撃機、93式双軽爆撃機は三菱製、93式単軽爆撃機、95式戦闘機は川崎製、91式戦闘機、94式偵察機は中島飛行機製である<sup>(13)</sup>。

器材費以外の兵器がどのように調弁されたのかは、表4の武器費、弾薬費、輜重兵器費等の調弁価格がわかればよいが、現在のところは1933年4月6日付の「兵器調弁ノ件」<sup>(14)</sup>にある兵器と調弁価格の内訳で満足するしかない。これによれば、軍事費による兵器の価格は、野戦兵器793万円、要塞兵器218万円、輜重兵器費218万円の合計1229万円である。表4では33年度の武器費は610万円、弾薬費は780万円、輜重兵器費は250万円であるから、このうち輜重兵器費はこの「達」でおおまかな内容がつかめることになる。

その内容は、銃器として14年式拳銃5000挺、3年式機関銃60挺、11年式軽機関銃400挺の他、各種駄馬具、写真機、双眼鏡、各種弾薬等、きわめて多数の兵器及び付属品である。

### Ⅲ 国防充備費

国防充備費は、1921(大正10)年度に軍事費の各科目を統合して創設され、同年度以降1930(昭和5)年度まで、3962万円・2429万円・1806万円・1233万円・627万円・613万円・597万円・1047万円・1206万円・934万円が予算計上されていた<sup>(15)</sup>。23年度から27年度までの急激な落ち込みは陸軍軍縮によるもので、28年度からの回復も1000万円にとどまり、

表6 1920年度積算の国防充備費予算

(1,000円)

	総額	21～35年度支出額
航空充備費	44,987 (6.3)	26,423 (4.7)
部隊充備費	138,303 (19.4)	84,575 (15.1)
要塞警備費	121,507 (17.1)	119,630 (21.3)
兵器充実費	296,948 (41.7)	291,851 (52.0)
整備費	110,799 (15.5)	38,525 (6.9)
計	712,544 (100.0)	561,004 (100.0)

出所:「大正11年度陸軍予算と人馬数に就て」(C12121659100)(備考)

総額は、21(大正10)年度から35(大正24)年度支出額と1920(大正9)年度までの予算額を合計したものの。

21年度の4000万円には遠く及ばなかった。満洲事変までの国防充備費は、おおむね1000万円で推移していたといえる。

表6は、1921年度から35年度までの同費予算の各年度の経費を合計した額である。それによれば、国防充備費は、航空充備費、部隊充備費、要塞整備費、兵器充実費、整備費の5つに区分され、その内訳では兵器充実費(兵器其他整備費)が約半額を占めていることがわかる。

さらに表7は、満洲事変直前の1930年度に陸軍が予算要求した国防充備費のうち、表6の兵器充実費に入る武器費、弾薬費、器材費、輜重兵器費の内訳である。金額的には武器費が100万円と大きく、弾薬費と器材費がそれに次ぐ。武器費には、軽機関銃、平射砲、野戦高射砲、榴弾砲等の野戦兵器と観測車が、各銃砲に対応した弾薬、そして飛行場器材等の航空器材が予算計上されている。

時代は下るが、陸軍では1939(昭和14)年時点で、国防充備費に含まれるこれらの兵器の予算区分を次のように行っていた<sup>(16)</sup>。武器費:機関銃・機関砲・歩兵砲・戦車砲・榴弾砲・弾薬箱・観測車・観測駄載箱等。弾薬費:機関銃弾薬・機関砲弾薬・歩兵用弾薬・戦車砲弾薬・榴弾筒弾薬・高射砲弾薬・加農特殊弾・各種爆弾等。器材費:各種飛行機・各種航空器材・燃料・照空機・聴音機・各種無線電信機。輜重兵器費:戦車・自動車工具・燃料等。したがって、表7の内訳も概ねこの区分に対応している。

満洲事変期における陸軍省経費の分析

表7 国防充備費中武器費・弾薬費・器材費・輜重兵器費内訳  
(1930年度)

	員数	単価 (円)	金額 (1,000円)
軽機関銃	205	1,000	205
平射砲弾薬箱	186	92	17
野砲観測車	14	15,000	210
山砲観測車	5	15,000	75
野戦高射砲 砲車	10	20,000	200
同 観測車	5	22,000	110
同 弾薬箱	1,000	20	20
中口径榴弾砲 (乙)	1	30,000	30
中口径榴弾砲 (乙) 弾薬車	27	2,600	70
中口径カノン (乙) 弾薬車	10	2,600	26
中口径カノン (乙) 14年式予備品箱	15	2,500	37
中口径榴弾砲予備品	1	7,300	7
中口径カノン予備品	2	5,600	11
運搬費			45
武器費 計			1,065
平射砲弾薬	10,000	6.4	64
曲射砲弾薬	6,170	17	104
曳火手榴弾	12,990	3.8	49
野山砲弾薬 (榴弾・薬筒・特殊弾薬)			172
高射砲弾薬	1,000	67	67
軽爆弾2号	2,840	5	14
中口径榴弾砲 (乙) (弾丸・弾薬)			48
中口径カノン14年式 (弾丸甲・乙・丙)			57
無煙薬 (乙) 3号	10,000トン	5.27	53
運搬費			35
弾薬費 計			667
携帯器材	18組	1,815	32
通信器材	1部		27
照明器材	1部		27
架橋器材	1部	83,626	83
作業器材	1部	18,280	18
飛行器材	1部		10
飛行場器材	1組と1部	100,000	108
航空写真器材	6組と1部	30,000	192
航空通信器材	1部		37
気球器材	1組と1部	40,000	53
運搬費			24
器材費 計			615
牽引自動車	8	20,000	160
牽引トラック	5	15,000	75
被牽引車	16	5,000	80
携行自動車工具	5	5,000	25
運搬費			7
輜重兵器費 計			347

出所:「昭和五年度要求書各日明細書付属算出明細書(陸軍省)」(A08072057900)

では実際の国防充備費はどのように予算化されたのか。表8が1931年度～36年度までの決算書による国防充備費予算の内訳である。項目は、航空充備費、部隊充備費、要塞整理費、兵器充実費(兵器其他整備費)、整備費の5つであり、表6と同じである。そのうち航空充備費、部隊充備費、整備費は1933年度以

降ほとんど予算計上がなく、大部分は兵器充実費である。

さらに、兵器充実費(兵器其他整備費)は俸給から外国旅費まで15項目に分けて計上されている。なかでも、武器費、弾薬費、器材費の3費目が圧倒的で、建築費と輜重兵器費がそれを補完する。さらにこの3費目の推移

表 8 国防充備費内訳

(1,000円 %)

	1931	1932	1933	1934	1935	1936
航空充備費	642 (11.0)	926 (3.4)	— —	— —	— —	—
部隊充備費	628 (10.8)	680 (2.5)	9 (0.0)	15 (0.0)	16 (0.0)	11 (0.0)
要塞整理費	1,423 (24.4)	2,441 (8.9)	3,189 (3.2)	4,633 (3.7)	6,680 (5.7)	8,384 (10.4)
兵器充実費 (兵器其他整備費)	2,638 (45.3)	18,981 (69.4)	97,996 (96.8)	120,987 (96.3)	109,499 (94.2)	72,294 (89.6)
俸給	121 (2.1)	108 (0.4)	204 (0.2)	308 (0.2)	318 (0.3)	330 (0.4)
事務費	22 (0.4)	42 (0.2)	106 (0.1)	221 (0.2)	223 (0.2)	284 (0.4)
建築費	121 (2.1)	2,195 (8.0)	7,918 (7.8)	9,600 (7.6)	7,251 (6.2)	7,924 (9.8)
武器費	426 (7.3)	3,705 (13.5)	19,393 (19.2)	22,214 (17.7)	17,879 (15.4)	11,177 (13.9)
弾薬費	857 (14.7)	3,227 (11.8)	31,415 (31.0)	30,685 (24.4)	35,516 (30.6)	15,673 (19.4)
器材費	212 (3.6)	5,974 (21.8)	23,500 (23.2)	35,454 (28.2)	29,523 (25.4)	18,795 (23.3)
輻重兵器費	610 (10.5)	2,602 (9.5)	6,054 (6.0)	11,118 (8.8)	3,956 (3.4)	8,109 (10.0)
兵器製造研究費	266 (4.6)	280 (1.0)	500 (0.5)	3,500 (2.8)	2,289 (2.0)	3,887 (4.8)
器具機械及び図書費	— —	578 (2.1)	1,522 (1.5)	2,621 (2.1)	3,418 (2.9)	1,674 (2.1)
船舶及び海運補助材料	— —	266 (1.0)	2,000 (2.0)	1,397 (1.1)	976 (0.8)	302 (0.4)
土地買収費	— —	— —	1,359 (1.3)	936 (0.7)	4,338 (3.7)	660 (0.8)
被服費	— —	— —	4,022 (4.0)	3,939 (3.1)	3,808 (3.3)	3,194 (4.0)
糧秣費	— —	— —	— —	— —	— —	9 (0.0)
外国航空技術者招聘費	— —	— —	— —	— —	— —	70 (0.1)
外国旅費	— —	— —	— —	— —	— —	200 (0.2)
整備費	496 (8.5)	4,319 (15.8)	— —	— —	— —	— —
計	5,828 (100.0)	27,349 (100.0)	101,195 (100.0)	125,647 (100.0)	116,196 (100.0)	80,689 (100.0)

出所：表1に同じ。

をみると、弾薬費は33年度から飛躍的に金額が伸びて3000万円を突破する。翌34年度には、器材費が3500万円を超え、武器費を大きく凌駕している。35年度にはいったん弾薬費が器材費を上回るが、36年度になると再び器材費が弾薬費を抜いている。ただし同年度にはこれら3費目は大きく落ちこみ、国防充備費総額も減少する。

このように、満洲事変期の国防充備費における兵器費は、33年度～35年度予算がピークであり、36年度予算は前年度を割り込むことになる。

軍事費における兵器及馬匹費の内訳と同様、国防充備費についても『決算書』ではこのレベルまでしかその内訳が判明しないので、国防充備費による各種兵器、器材の「調弁ノ件」という資料でその内訳を検討してみよう。表9は、国防充備費によって調弁された兵器、器材、航空器材、燃料等の一部で、表5と同様に、「達」が出された日付と調弁日途額、内容と員数を示したものである。

まず、32年度は弾薬車や各種弾薬、軽戦車、自動車(トラック)などが、翌33年度からは、

93式軽爆撃機(単発と双発)が調弁されている。34年度になると、航空器材のみで2500万円、翌35年度と36年度は航空器材と揮発油(ガソリン)等でそれぞれ2100万円、1400万円となる。またこの金額を表8の武器費、弾薬費、器材費と比較すると、34年度の器材費3500万円のうち2500万円を航空器材が占めていることになる。また35年度は同様に2900万円中2100万円、36年度は1800万円中1400万円が航空器材と燃料であり、いかに航空器材の比重が高いかが歴然としている。

航空器材以外の兵器費については、調弁金額は不詳であるが品目の一部は判明する。表10は、国防充備費のうちの「兵器其他整備費」による兵器調弁の一部で、1933年度と34年度の品目と員数である。33年度は、各種機関銃、戦車砲、試製機関砲、弾薬筒、実包、爆弾、89式軽戦車等が、34年度には各種機関銃、軽戦車、試製重戦車、装甲自動車、迫撃砲、榴弾砲、戦車砲、14年式拳銃、各種弾薬筒等が調弁されている。また34年8月14日付の「達」には、1228万円との書き込みがあり、この1件のみ調弁金額が判明する。調弁武器の単価



満洲事変期における陸軍省経費の分析

表9 国防充備費による兵器調達

命令期日	金額	品目	員数		
1932. 9.10	5,300,000 (円)	92式歩兵砲弾薬車	72		
		91式10榴弾薬車	50		
		同前車	30		
		90式砲兵軽観測車	14		
		軽機関銃改修部品	2,500		
		89式重擲弾筒	350		
		同弾薬	10,000		
		試製機関銃用眼鏡照準具	200		
		試製分隊長用双眼鏡	300		
		試製狙撃眼鏡	300		
		15キロ爆弾	10,000		
		91式曳火手榴弾	50,000		
		91式10榴尖鋭弾	24,000		
		88式7高90式高射尖鋭弾	18,000		
1933. 9. 7	1,741,000	新軽爆撃機機体(単発動機型)	7		
		同発動機	7		
1933.12.15	1,666,694	同プロペラ	7		
		新重爆撃機機体	6		
		新軽爆撃機・重爆撃機機体付属品 昇降計	6		
		同人工水準器	6		
		工場用発動機工具(単発軽爆撃機用)	6		
		同(新爆撃機用)	4		
		飛行機特種器具(単発軽爆撃機用)	6		
		同(新重爆撃機用)	4		
		93式単重爆撃機機体	20		
		93式双軽爆撃機	2		
1934. 4.12	18,749,683	BMW700馬力発動機	15		
		88式偵察機用プロペラ	30		
		防空気球気球陸地器材 修理器材 飛行機装備品			
		写真機材 通信器材 雑器材			
		93式双爆撃機機体	26		
		シエ450馬力発動機	20		
		93式双爆撃機用プロペラ	62		
		93式単重爆撃機機体	38		
		BMW700馬力発動機	46		
		93式単重爆撃機用プロペラ	46		
		93式重爆撃機機体	20		
		93式700馬力発動機	44		
		93式重爆撃機機体用プロペラ	44		
		ユモ4型800馬力発動機	42		
94式450馬力発動機	5				
1934.10.18	6,787,936	装備品甲 旋回銃架70 固定機関銃用照準具120 操縦者用落下傘40 同乗者用落下傘40 酸素吸入器150 3号地上電気器具10 天測器具10 爆撃照準器15 爆撃照準眼鏡15 爆撃投下機77 搭載器具43 装備品乙 飛行機用2号無線機75 同3号無線機45 飛行場器材 飛行機給油機10 繫留用具1 標定羅針5 各種修理器具 偵察気球 飛行機機体付属品 飛行機器材修理器材 飛行機用揮発油5580kl 原油1万8000kl			
		94式偵察機機体	65		
		94式550馬力発動機	74		
		94式偵察機用プロペラ	74		
		94式450馬力発動機	20		
		91式(2型)戦闘機用プロペラ	22		
		93式双軽爆撃機機体	8		
		93式双軽爆撃機用プロペラ	25		
		93式重爆撃機機体	6		
		93式700馬力発動機	12		
		93式重爆撃機用プロペラ	14		
		各種装備品			
		1935. 4.23	13,776,000	94式偵察機機体	30
				94式550馬力発動機	35
94式偵察機用プロペラ	35				
94式450馬力発動機	20				
91式(2型)戦闘機用プロペラ	40				
1935. 8.30	1,980,000	93式双軽爆撃機機体	17		
		93式700馬力発動機	45		
		93式重爆撃機用プロペラ	50		
		92式重爆撃機機体	1		
		92式重爆撃機用プロペラ	6		
		装備品甲:旋回銃架55 固定機関銃用照準具79 操縦者用落下傘135 同乗者用落下傘125 酸素吸入器70 3号地上電気器具60 偏流計50 天測器具8 偵察用具11 爆撃照準眼鏡54 爆撃照準器23 爆撃投下機(偵察機用)27 軽爆撃機用27 十場爆撃機用21) 搭載器具44 装備品乙:小型写真機18 飛行機用2号無線機20 同3号無線機45 各種飛行場器材 修理器材 写真機材 通信器材 電機器材 雑器材 機体部品 気球 気球陸地器材 水素器材			
		測量器材 土工器材 化学戦闘器材 通信器材 警備器材			
		印刷器材 架橋器材 雑器材			
		95式戦闘機	60		
		95式800馬力発動機	65		
		95式戦闘機用プロペラ	65		
		95式折疊舟	65		
		95式折疊舟付属機門橋	20		
		95式軽操船機	65		
1935.12.24	1,111,000	機体付属品 飛行器材 飛行場器材 修理器材			
		写真機材 気球			
1936. 4. 7	970,000	測量器材 土工器材 鉄道器材 通信器材			
		照明器材 警備器材			
1936. 6.20	10,426,000	95式戦闘機機体	24		
		95式800馬力発動機	24		
		95式戦闘機用プロペラ	26		
1936. 7.15	569,000	(1) 飛行機			
		94式偵察機機体	15		
		94式550馬力発動機	18		
		94式偵察機用プロペラ	20		
		95式戦闘機機体	30		
		95式800馬力発動機	40		
		95式戦闘機用プロペラ	44		
		93式重爆撃機機体	18		
		93式700馬力発動機	40		
		93式重爆撃機用プロペラ	44		
		(2) 飛行機機体付属品			
		高度計250・速度計208・昇降計80・旋回指示器170 人工水準器15・傾斜計161・羅針盤230・飛行時計200 遠方回転計30・回転計210・水温計80・潤滑温度計200			
		(3) 飛行機装備品(甲)			
		旋回銃架45 操縦者用落下傘100 同乗者用落下傘20 酸素吸入器40 機上始動器1号28 同2号30 同3号60 1号機上電気器具6 2号同器具40 3号同器具16 偏流計12 船側器具2 偵察用具20 爆撃照準眼鏡55 爆撃投下機(偵察機用)45 軽爆撃機用4 重爆撃機用16) 搭載器具35			
(4) 飛行機装備品(乙)					
小航空写真機4 1号無線機2 2号同機16 3号無線機50					
(5) 飛行場器材					
草刈機2 始動器ガレイ8 始動器自動車式10 飛行機給水機20 飛行機給油機20 発動機保温器12 潤滑保温器8 繫留用具 対空望遠鏡2 爆撃装備機4 着陸用照明器4					
(6) 航空修理器材					
飛行機普通器具15 飛行機特種器具(偵察機用)10 戦闘機用10 重爆撃機用5) 飛行機整備器具甲40 同乙15 野外用発動機工具(偵察機用)10 戦闘機用16 重爆撃機用2) 工場用発動機工具(偵察機用)8 戦闘機用16 重爆撃機用5) 発電機工具80 発動機分解台					
飛行機用揮発油	13510石				
ドラム缶	9,030				
1936.11.17	350,000	架橋器材 雑器材			
		架橋器材 雑器材			

出所:「兵器調弁の件」(C01003986400)「航空器材調弁の件」(C0100214200, C04012014300, C01002017000, C01002022800, C01002086400, C01002092900, C01002093300, C01002158600, C01002162100)「器材調弁の件」(C01002157700, C01002157700, C01002086400, C01002168500)「飛行機用燃料調弁の件」(C01002163800)

表10 兵器其他整備費による兵器調弁 (1933・34年度)

命令期日	品 目	員数		
1933. 4. 6	11年式軽機関銃	400	同軽牽引自動車	55
	3年式機関銃	376	携行自動車工具	450
	89式固定機関銃	68	修理用自動車装載品	100
	89式旋回機関銃	115	修理用自動車工具	3
	91年式車載機関銃	200	同特別工具	
	装甲列車用高射機関銃	4	34. 5.30 試製37mm対戦車砲弾薬車	8
	90式5糎7戦車砲	96	同試製各種馬具	
	92式車載13mm機関砲	24	試製軽迫撃砲試製駄馬具	
	93式機関銃照準具	60	34. 6.25 黄色1号弾	50,000
	92式歩兵砲砲車	362	赤色1号弾	5,000
	同弾薬車	362	34. 8.14 92式重機関銃(装備品共)	48
	同駄馬具	1,060	(1228万円) 試製37mm砲	80
	歩兵射撃指揮具	260	同弾薬車 車輛	160
	91式10糎榴弾砲砲車	18	試製山砲	80
	88式7cm野戦高射砲	125	試製軽迫撃砲	34
	88式7糎高射砲	14	91式10糎榴弾砲	83
	89式軽戦車	76	11年式軽機関銃	83
	11年式高射砲観測車	38	92式重機関銃高射用具	1,832
	89式重擲弾筒	1,500	93式砲隊銃	110
	41式山砲弾薬箱	970	92式歩兵砲曳馬具	390
	92式歩兵榴弾弾薬筒	116,000	93式50糎観測鏡	190
	90式5糎7戦車砲榴弾弾薬筒	86,000	同野戦輕測遠機	50
	88式7糎野戦高射砲90式尖銳彈薬筒	34,000	89式双眼鏡	60
	89式旋回機関銃普通実包	310万	重戦車用試製7糎戦車砲	5
	92式15キ口爆弾	18,000	15糎積載用弾薬箱榴弾用	10,000
	12年式50キ口爆弾	6,695	7年式30糎短榴弾砲	2
	12年式100キ口爆弾	1,557	特殊重砲運搬車	22
	試製250キ口破甲爆弾	700	同力作器具車	2
	89式重擲弾筒89式榴弾	175,000	4却30トン起重機	2
	改造38式野砲各種弾薬筒		同起重機車	8
	41式山砲各種弾薬筒		7年式30糎短榴弾砲付属品	
	10年式擲弾筒信号弾	1,200	92式重牽引自動車	1
	90式高射砲射撃具	3	同軽牽引自動車	28
89式15カノン薬莖	2,400	90式乗車2馬曳輛重車	2,800	
4年式15糎榴弾各種弾薬筒		同輛重砲馬具	3,600	
34. 1.25 試製20mm機関砲	8	輛重用15年式駄馬具 一般用甲	2,817	
試製38mm砲	8	92式重機関銃普通実包	112万5,000	
4年式15糎試製92式黄弾	90	各種弾薬筒		
34. 2.15 89式軽戦車	15	シモリン	20	
34. 3. 7 試製95式野砲弾薬車	7	グリコール	20	
34. 4.10 92式重機関銃	172	34. 9.18 歩兵聯隊用射撃指揮具及照準	70	
同備品		眼鏡格納箱		
93式機関銃照準具	240	34.10.25 試製野砲	8	
11年式軽機関銃	1,440	34.11. 6 14年式拳銃	636	
89式重擲弾筒	1,510	90式5糎7戦車砲	5	
90式5糎7戦車砲	40	91式車載軽機関銃	100	
91式車載軽機関銃	513	90式砲兵輕観測車	10	
92式車載13mm機関砲	17	90式砲兵重観測車	4	
89式7糎野戦高射砲	40	89式重擲弾筒	500	
89式固定機関銃	180	89式固定機関銃	50	
89式旋回機関銃	130	89式旋回機関銃	15	
試製軽機関砲	10	92式歩兵砲	10	
92式重機関銃普通実包	1,370万	90式砲兵輕観測車駄載箱	2	
装甲列車用14年式10糎高射砲	2	92式重機関銃実包	500万	
同88式7糎野戦高射砲	2	92式車載重機関銃弾薬筒	15万	
89式旋回機関銃各種実包		92式榴弾弾薬筒	10,000	
89式重擲弾筒89式榴弾	80,000	89式榴弾	10,000	
90式野砲各種弾薬筒		34.11.19 11年式軽機関銃	90	
改造38式野砲各種弾薬筒		92式重機関銃	84	
41式山砲各種弾薬筒		同弾薬箱	336	
92式15キ口等各種爆弾		小銃弾薬箱	630	
シモリン		92式重機関銃普通実包	84万	
試製92式10糎加農	38	34.12.28 94式旋回機関砲	6	
同弾薬車	32	同榴弾	1,000	
自動車牽引重砲第1予備品	8	地上標定機	20	
試製92式10糎加農第2予備品	8	93式砲隊銃	65	
修正90式砲兵輕観測自動車	14			
4年式15cm榴弾砲各種榴弾				
89式軽戦車	40			
試製重戦車	3			
92式装甲自動車	18			
装甲牽引自動車	195			
92式重牽引自動車	25			

出所:「兵器調弁の件」(C01001977600, C01001968000, C01001974200, C01006655200, C01001977000, C01001988900, C01001984100, C01001989000, C01002005800, C01001999800, C01002005100, C01002006700, C01002008400, C01006648300, C01006648800)

が不明なので確かなことは言えないが、各種機関銃、山砲、迫撃砲、榴弾砲、牽引自動車、機関銃の実包等の野戦兵器と弾薬で1000万円を超えることがわかる。

最後に、表8の国防充備費のうち、要塞整理費の内訳は以下のようである。34年4月5日付で89式15糎加農砲8門と88式7糎陣地高射砲2門<sup>(17)</sup>が、同年9月21日付で88式海岸射撃具が砲台観測所用として<sup>(18)</sup>、35年4月1日付で89式15糎加農砲6門、45式15cm加農砲改造固定式4門、88式7糎野戦高射砲、及び45式加農砲用93式尖鋭弾3000発<sup>(19)</sup>が調弁されている。したがって、陸軍は海岸要塞には加農砲を設置していたことがわかる。なお調弁金額は不明である。

#### IV 航空部隊其他改編費と兵備改善費

表1で、航空部隊其他改編費と兵備改善費

は1933年度からの計上である。これらは5大経費の中では少額であるが、前者は35年度から、後者は36年度から急膨張する。まず表11が航空部隊其他改編費の内訳である。35年度の調弁日途額合計が228万円、36年度は244万円で表1の14%、10%にしかならず、金額的にみてその内容に妥当性を欠くが、91式と95式練習用飛行機が発動機やプロペラとともに調弁されていることがわかる。このうち、表11で35年9月に20機が調弁された95式1型は、石川島飛行機（のちの立川飛行機）が東京瓦斯電気工業(株)製の350馬力発動機を搭載して制式採用され、1944年までに石川島と日本国際航空で合計2618機が生産された。また同機は、制式化された1935年から敗戦まで多くの陸軍パイロットを育成した<sup>(20)</sup>。

最後に、兵備改善費の内訳が表12と表13である。表12によれば、軍需品整備のための継続費の繰上がほとんどで、その内容が表13に

表11 航空部隊其他改編費内訳

(円)

命令期日	日途金額	品 目	員数
1935.4.17	706,000 (円)	飛行機装備用品(甲)	8,792
		旋回銃架10 固定機関銃用照準具15	12,341
		操縦者用落下傘30 同乗者用落下傘25	—
		酸素吸入器10 2号機上電気器具20	—
		天測器具4 偵察用具6 爆撃照準眼鏡10	—
1935.6.17	397,000	各種飛行場器材 修理器材	—
1935.9.17	907,000	91式1型練習機機体	20
		95式350馬力発動機	25
		95式1型練習機用プロペラ	30
1935.12.10	277,000	95式2型練習機機体	2
		ジエ式450馬力発動機	3
		95式2型練習機用プロペラ	3
		95式3型練習機機体	4
		95式150馬力発動機	5
1936.6.20	2,448,700	95式3型練習機用プロペラ	5
		95式1型練習機機体	13
		95式350馬力発動機	25
		95式1型練習機用プロペラ	25
		95式3型練習機機体	40
		95式150馬力発動機	47
		95式3型練習機用プロペラ	53
		BMW700馬力発動機	5
		93式単軽爆撃機用プロペラ	15
		91式戦闘機用プロペラ	20
		飛3号無線機	10
対空1号無線機	6		
同2号無線機	12		

出所:「航空器材調弁の件」(C01002086200, C01002088000, C01002090400, C01002092800, C01002161900)

表12 兵備改善費内訳

(1,000円)

	1933	1934
在満兵力の充実に要する経費	4,545	4,368
新兵器の運用に必要な補備教育に要する経費	9,134	6,247
下級幹部の充足その他諸制度改善に要する経費	13,685	9,343
軍需品整備のため予定継続費の繰上	87,280	102,546
教育訓練刷新のための教育資材その他整備費		2,250
飛行場その他整備費		405
陸軍幼年学校生徒増加費		16
計	114,645	125,178

出所:1933年度は「昭和8年度予算に関する総表」、大蔵省『非常時財政の内容』(日本評論社、1933年)40～41頁、34年度は大蔵省編『昭和九年度予算の解説』(1934年)35～37頁、日銀調査局『昭和九年度予算の要領』(1934年)42～43頁。

表13 兵備改善費新規増加額内訳  
(1935年度)

(1,000円)

諸制度改善	7,288
教育訓練の刷新	3,449
航空防空兵力緊急充備	22,907
朝鮮師団の改編	2,676
計	36,320

出所:大蔵省「昭和十年度予算の解説」(日本評論社、1935年)

ある航空防空兵力の緊急整備費である。これらの経費の33年度からの新規計上は、満洲事変において航空兵力の充実が急がれたことを物語っている。

## まとめ

満洲事変期の陸軍省は、軍事費の他に、国防充実費、満洲事件費、航空部隊其他改編費、そして兵備改善費という5大経費を膨張させた。そのうち、国防充備費は、兵器充実費が中心で、満洲事変勃発以前は軽機関銃や野戦高射砲、中口径榴弾砲等の各種野戦兵器及びその弾薬、牽引自動車等の輜重兵器が270万円程度調弁されていたに過ぎなかった。しかし事変勃発後は、戦闘機、偵察機、爆撃機等の航空機と装備品及び各種航空関係機材をはじめ、戦車、各種機関銃、戦車砲、野戦高射砲、弾薬等多数の兵器が調弁された。なかでも航空機は調弁金額で他の兵器を圧倒していた。航空兵器が調弁価格の大部分を占めるのは、軍事費における兵器及馬匹費中の器材費でも同様で、武器・弾薬費を大きく凌駕して

いた。総じて満洲事変期の陸軍経費の膨張は、兵器と弾薬の製造はもちろんであるが、航空器材の調弁に大きく依存していたといえる。

- (1)「満洲事変」の命名は、1931年9月23日付の陸軍次官・杉山元の通牒に見える。すなわち、「今回ノ時局ハ之ヲ事変ト見做スコトナリ満洲事変ト称シ特ニ規定セラルルモノノ外事変トシテ関係諸条規ヲ適用スルコトニ定メラレタルニ付通牒ス」(アジア歴史資料センターRC, C01002650400。以下同じ)。また上海事件も同様に満洲事変に含むとされた。「今回上海ニ勃発セル事件ハ之ヲ満洲事変ニ包含セシムルコトニ定メラレタルニ付通牒ス」(昭和7年2月5日付陸軍次官・杉山元による通牒(C01002654400))。
- (2)「軍用自動車補助法案」(A13100327100)
- (3)「昭和二年度ニ於ケル保護自動車予定両数並優先権享有車両数ノ件」(C01000995600)
- (4)「昭和四年度ニ於ケル軍用自動車予定両数ノ件」(C01001107900)
- (5)「昭和六年度ニ於ケル保護自動車予定両数及優先車輛ノ件」(C01001230600)
- (6)「昭和九年度ニ於ケル保護自動車予定両数ノ件」(C01001301400)
- (7)「昭和十一年度ニ於ケル保護自動車予定両数ノ件」(C01006006100)
- (8)「昭和十二年度ニ於ケル保護自動車予定両数ノ件」(C01001482300)
- (9)「今回の事変ニ因ル死没者特別賜金ノ関スル件 昭和6年12月10日」(C04011104500)。また特別賜金の金額は、「満洲ニ於ケル死没者臨時特別賜金賜与ニ関スル件 昭和10年3月26日」の別表による。この賜金の下賜は遺族の申告制によるものであり、そのためか申告者は陸軍の予想を大きく下回った。これに対して軍は、1932年3月25日に、満洲事変の戦傷者がすでに千人を超えたにもかかわらず、扶助料の請求者は約140名、特別賜金の願書は約400名に過ぎず、その給付は戦死者遺族の救護上適切かつ緊急の事項である、との通達を出している。「戦傷者遺族ノ扶助料及特別賜金ニ関スル件 陸軍一般へ通牒」C01002657100)。
- (10)「靖国神社臨時大祭寄付金交付ノ件 昭和7年4月9日」(C04011254800)
- (11)軍用米の調達に関しては、1935年6月に東北6県米穀商組合聯合会会長の手島雄八郎から

東北振興調査会会長の岡田啓介に宛てて、軍用米の買上は、従来の競争入札方式に代わる随意契約方式によって産業組合系統機関の取扱米が一般的になっているが、産業組合の取扱米は地方富裕地主の小作米が大部分であり、時局匡救の対象となるべき小農や米穀業者にはきわめて利益が少ないとの陳情を行っている（「軍用米の公入札方に付陳情」（A11112301800）。満洲事変と日中戦争による軍用米の調達に米穀市場や地主制にどのような影響を与えたかを検討することは今後の農業史の課題である。

<sup>(12)</sup>「兵器取扱規則改正ノ件」（1928年）の「兵器類別表」（C01001237900）によれば、器材として飛行機材（機体、発動機、プロペラ等）が記されている。

<sup>(13)</sup>『日本航空機辞典 明治43年～昭和20年』陸軍機編（1989年、モデルアート社）による。

<sup>(14)</sup>「兵器調弁ノ件」（C01006648200）

<sup>(15)</sup>「大正九年度以降国防充備費及艦艇製造費経費調」（A09050133000）

<sup>(16)</sup>「陸軍作戦資材整備費ノ細目特ニ兵器ノ種別（陸軍省）昭和14年」（C14020433700）

<sup>(17)</sup>「兵器調弁ノ件」（C01001977000）

<sup>(18)</sup>「兵器調弁ノ件」（C01007481300）

<sup>(19)</sup>「兵器調弁ノ件」（C01006659500）

<sup>(20)</sup>『日本軍航空機総覧』（新人物往来社、1996年）

